

# かなれ会計 ニュースレター12月号

## 令和5年度税制改正大綱(贈与税と相続税)について

令和4年12月16日、自由民主党および公明党から「令和5年度税制改正大綱」が公表されました。税制改正大綱の中から、「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」について紹介していきます。

### 相続時精算課税制度について

まず、相続時精算課税制度については、「相続時精算課税制度の使い勝手向上」というタイトルで、具体的に税制改正大綱では、下記のとおり紹介されています。

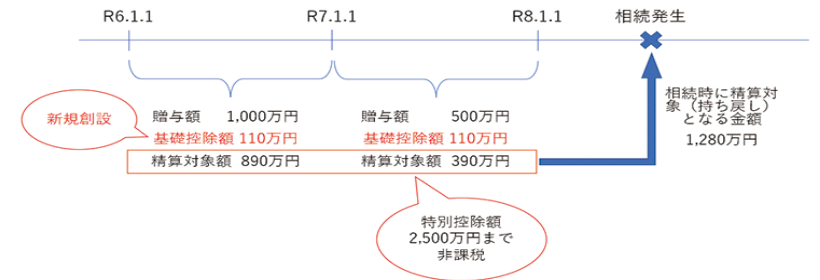
「相続時精算課税制度は、平成15年度に次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から導入されたものである。選択後は、生前贈与か相続かによって税負担は変わらず、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっており、暦年課税との選択制は維持しつつ、同制度の使い勝手を向上させる。具体的には、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税においても、暦年課税と同水準の基礎控除を創設する。これにより、生前にまとまった財産を贈与しにくかった者にとっても、相続時精算課税を活用することで、次世代に資産を移転しやすい税制となる。」(※令和5年度税制改正大綱16頁参照)

今回、注目すべきは、後述予定の暦年課税制度と相続時精算課税制度の選択制は、従来と変わらず維持したうえで、相続時精算課税制度においても暦年課税制度と同様に基礎控除額110万円が創設され、さらに当該金額以下であれば、贈与税の確定申告を不要にするといった点です。

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用とするとしています。

したがって、例えば令和6年中に1,000万円、令和7年中に500万円とそれぞれ贈与を受けた場合の贈与税の課税対象となる税金は、令和6年について890万円(1,000万円△110万円)、令和7年について390万円(500万円△110万円)となり、かつ、相続時に精算(持ち戻し)対象となる金額も890万円、390万円となる点が大きな改正点です。これを図示すると、次の図のとおりとなります。

<相続時精算課税制度>



相続時精算課税制度は、一度選択すると暦年課税制度には戻せなくなってしまうため、現状、ほとんどの贈与税の申告は、暦年課税制度で提出されていると考えられています。実際、相続時精算課税制度を利用するメリットは、不動産収益物件を贈与して、家賃収入を実質的に贈与者から受贈者へ移転させていくケースや自社株式(取引相場のない株式)を計画的に後継者へ移転させていくような場合に限定されています。一方、単純に現金を贈与したい場合に相続時精算課税制度を選択するようなことは一般的には行われていなかったと思われます。

ところが、今回の税制改正が実現すると、新たに相続時精算課税制度に基礎控除額110万円が創設され、かつ、110万円部分は精算(持ち戻し)対象とならなくなるため、暦年課税制度から相続時精算課税制度へ移行する納税者が増えるのではと考えられます。

令和6年1月1日以後の贈与分からの適用となる予定ですが、今後詳細な内容も早めに確認して、相続対策を有効に行って頂ければ幸いです。(JDL SONIC より)